

歯科診療所受診において、処方箋発行時には保険薬局にてお薬手帳に記載をしますが、治療や健診のみの場合は受診歴が確認できません。

→ お薬手帳に受診歴を残して頂くことで、患者様の歯科受診の有無を確認することができ、さらなる三師会の連携に繋がると考えます。

※ 処方箋 処方箋の記入欄に、処方箋の発行機関を記載してください。

※ 処方箋 処方箋の記入欄に、処方箋の発行機関を記載してください。

R1.10.1 △△△医院
ノルバスク OD5 1錠 朝食後 28日分

◆◆◆薬局

R1.10.5 ○○○歯科クリニック

R1.10.10 □□□整形外科

ボナロン 35 1錠 起床時 4日分
モーラステープ 20 35枚

◆◆◆薬局

処方箋に、薬剤師の記入欄に処方箋の発行機関を記載してください。
処方箋の発行機関を記載してください。

静岡市静岡歯科医師会「医療連携ステーション」 会員歯科医院と地域医療介護多職種との連携を進める拠点

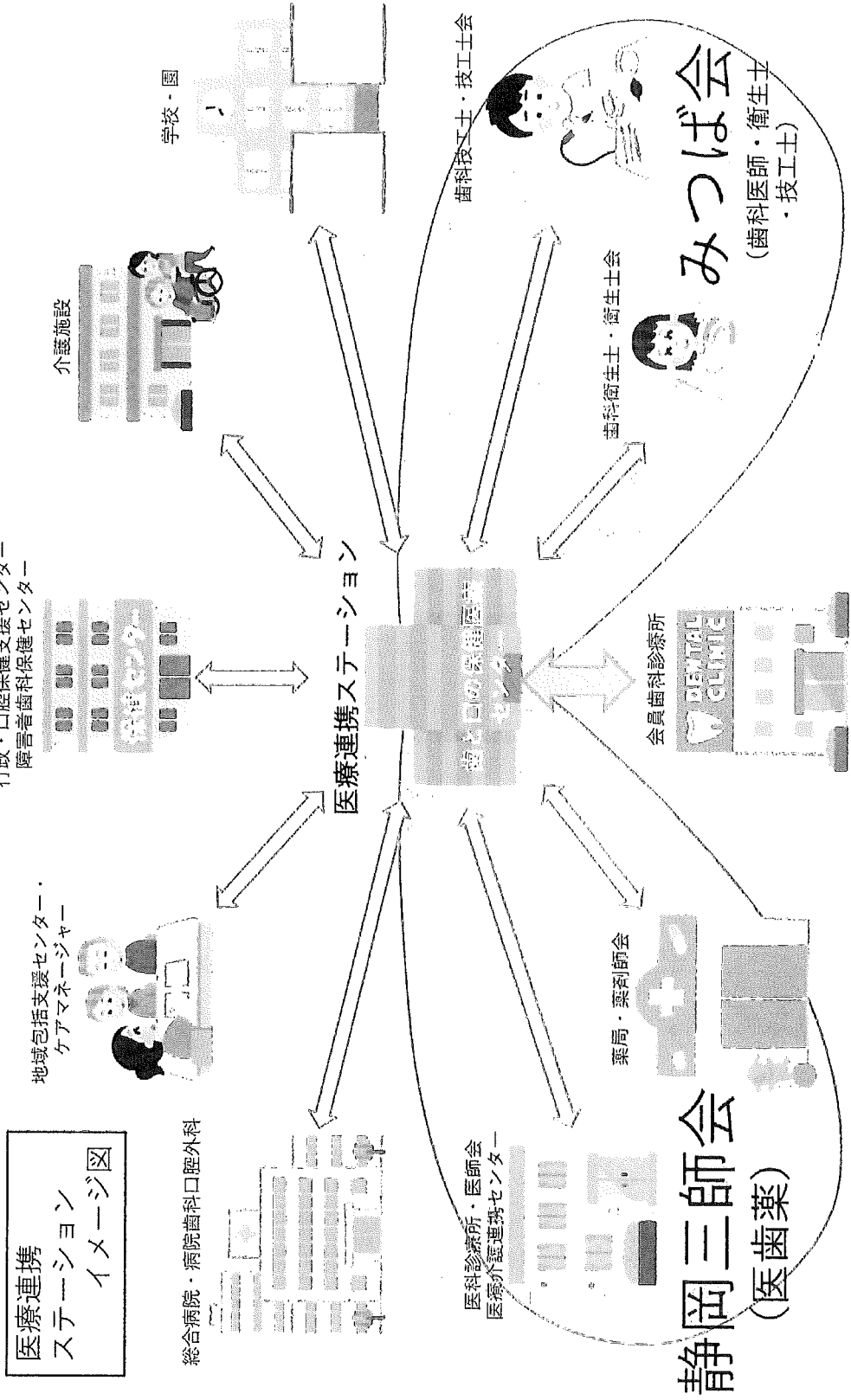
これまでに本会が多職種の方々と構築してきた様々な医療連携を包括し、歯科医師会の連携のコントロールを担う部署として機能することを目的に、令和元年7月1日より歯と口の保健医療センター内に「医療連携ステーション」を開設いたしました。

・ 周術期口腔機能管理
などの病院歯科および
病院地域連携室との病
診連携

・ 骨粗しょう症等にお
ける薬剤関連顎骨壊死
等の医師会・薬剤師会
との診診連携（静岡三
師会）

・ 災害時の歯科医療連
携、歯科衛生士会や歯
科技工士会との連携
（みつば会）

・ 多職種（地域包括支
援センターや介護職な
ど）との連携



静岡県
(医歯薬)

ステーションのお知らせハガキ

医療機関・介護事業者・
事業所・施設等の皆様へ

静岡市静岡歯科医師会
「医療連携ステーション」開設のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本会では各医療団体・関係機関の皆様のご協力を賜り、周術期の病診連携、骨粗鬆症における医歯薬連携、災害時における歯科医療連携など、多岐にわたり緊密な連携体制を構築することができました。

つきましては、皆様と築いて参りました連携を包括し、更に時代の要請に応じるべく、多職種の方々との連携を推進するため、体制の一元化とコントロールを担う拠点として、本会 歯と口の保健医療センター内に「医療連携ステーション」を開設いたしました。

各種医療機関・介護事業者・事業所・施設等の皆様におかれまして、「歯科に関することだけでなく、どこに問い合わせたらよいか分からない」といった歯科に関する医療連携等のご質問、ご相談がございましたら、ぜひ当ステーションにご連絡いただければ幸いです。

医療連携ステーション

TEL 054-249-1012

静岡市葵区城東町 24-1 城東保健福祉エリア1F
歯と口の保健医療センター 内

一般社団法人静岡市静岡歯科医師会